

第1章 計画の枠組み

1 計画策定の目的

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会の実現は、全ての人の願いであり、区としても区民一人一人が充実した生活を実感できるまちを目指してきました。

こうした社会を実現するためには、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが不可欠です。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下『配偶者暴力防止法』という。）」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下『女性活躍推進法』という。）」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下『困難女性支援法』という。）」等に基づく行動計画を包含し、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、区政各分野において必要な施策を総合的に推進するものです。

2 計画策定の背景

(1) 国際社会の動き

国際社会では、平成7（1995）年の第4回世界女性会議における「北京宣言・行動綱領」が男女共同参画を推進する基本的な指針として位置付けられ、各国での制度整備や政策展開の出発点となりました。

その後、平成27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、「ジェンダー平等を達成し、全ての女性・女児の能力強化を行う（目標5）」が掲げられています。ジェンダー平等は、教育（目標4）、健康（目標3）、貧困削減（目標1）、経済成長（目標8）、平和と公正（目標16）等、他の全ての目標の達成を支える不可欠な要素とされ、その実現は国際社会全体の共通課題となっています。

また、日本も批准している国連女性差別撤廃条約（CEDAW）に基づき、国は定期的に実施状況を国連に報告しており、条約委員会から、女性の政治参画の拡大、雇用における格差是正、性暴力やハラスメントへの対策強化、教育現場での固定的性別役割意識の是正等、多岐にわたる勧告を受けています。これらの勧告は、国の政策のみならず、地方自治体の計画にも反映され、社会全体でジェンダー平等を推進していくことが求められています。

近年はさらに、社会の方向性がSDGsの目標達成から一歩進み、区民一人一人の“満足感”や“自己実現”を重視する「ウェルビーイング^{*1}」の考え方へと広がりつつあります。ジェンダー平等の実現は、単に国際的な義務にとどまらず、全ての人が

^{*1} ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

自分らしく生き、充実した生活を送ることができる社会の基盤として、世界的にも重要な位置付けを与えられています。

コラム

ウェルビーイング ～一人ひとりが「よりよく生きる」社会へ～

ウェルビーイング (Well-being) は、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを指し、文部科学省では「身体的・精神的・社会的に満たされた状態」と示されています。内閣府も、満足度や生活の質に関する調査を通じて、人々の暮らしや社会全体の状況を多面的に把握する視点を重視しており、ウェルビーイングを個人の幸福だけでなく、地域や社会の豊かさも含めて考えることが重要だとしています。経済的な指標だけでは捉えきれない生活の質や安心感、つながりなどを重視する考え方が広がっていることも背景にあります。

ウェルビーイングの向上には、心身の健康、安定した暮らし、人とのつながり、学びや挑戦の機会、自分らしさの尊重など多様な要素が関わります。また、孤立を防ぎ、安心して生活できる地域環境を整えることなど、社会全体の支えも重要です。こうした視点は、SDGs がめざす持続可能な社会づくりとも深く関連します。

男女共同参画の取組は、性別にかかわらず一人一人が安心して暮らし、自分の力を発揮できる環境づくりを進めるものであり、地域のウェルビーイングの向上に直結します。

(2) 国の動き

国は、第6次男女共同参画基本計画策定に向けた検討を進めており、第5次計画で掲げられた「誰一人取り残さない」理念を継承しつつ、ジェンダー平等、女性活躍、ハラスメント対策、困難女性支援の強化等を重点に据えています。

また、こども基本法（令和5（2023）年施行）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（以下『LGBT理解増進法』という。）（令和5（2023）年施行）、配偶者暴力防止法、困難女性支援法、障害者差別解消法改正等、包摂社会の基盤となる法制度が相次いで整備されました。

さらに、女性活躍推進法は令和7（2025）年に改正され、施行期間が10年延長されるとともに、企業の行動計画や情報公表の強化が図られています。

① 男女共同参画基本計画

平成11（1999）年に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12（2000）年に「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17（2005）年に第2次、平成22（2010）年に第3次、平成27（2015）年に第4次の男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画社会の促進が図られてきました。

第1章 計画の枠組み

令和2（2020）年12月には、「第5次男女共同参画基本計画～全ての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、以下に掲げる4つの社会の実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとされました。同計画では、令和12（2030）年度末までの「基本認識」並びに令和7（2025）年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められています。

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

現在、第6次男女共同参画基本計画に向けた検討が進められており、第5次計画で掲げられた「誰一人取り残さない」理念を継承しつつ、女性の経済的自立、政治・意思決定過程への参画、暴力の根絶、ハラスメント対策、困難女性支援、そしてウェルビーイングの実現などが重点に据えられています。

② 働く場における環境整備

【雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）】

- ・ 昭和60（1985）年に制定され、その後、数次の改正により均等な機会・待遇の確保やセクシュアル・ハラスメント防止の強化が進められました。平成29（2017）年改正では妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの禁止やマタニティ・ハラスメント防止措置が義務化されました。

【育児・介護休業法】

- ・ 平成3（1991）年に制定され、改正を重ねてきました。平成29（2017）年改正では介護休業制度の改善や取得しやすい環境整備が強化され、令和4（2022）年改正では「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設されて分割取得が可能となり、男性の育児参加を後押しする仕組みが整いました。令和7（2025）年改正では「次世代育成支援対策推進法」とあわせた見直しにより、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが行われました。

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）】

- ・ 平成 28 (2016) 年に施行され、行動計画策定や情報公表が義務化されました。令和 4 (2022) 年改正では、対象が常時雇用 101 人以上の企業に拡大され、男女間賃金格差の情報公表も義務化されました。同年には「女性デジタル人材育成プラン」も策定され、成長産業における女性活躍が推進されています。

【労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）】

- ・ 令和元 (2019) 年の改正により、パワー・ハラスメント防止対策が法制化されました。

③ 家庭や地域における環境整備

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）】

- ・ 平成 13 (2001) 年に制定され、改正を重ねてきました。令和 6 (2024) 年改正では、保護命令制度の拡充や被害者支援の強化が行われました。

【児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）】

- ・ 体罰禁止の明確化等、権利擁護を強化する改正が令和元 (2019) 年までに行われました。令和 5 (2023) 年には「こども基本法」が施行され、全ての子どもの権利を保障し、社会全体で育ちを支えることが明確に位置付けられました。

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）】

- ・ これまで女性支援については、売春防止法に基づく「保護・更生」の枠組みにありましたが、令和 6 (2024) 年に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」に基づいて、基本的な方針が定められました。それにより、自治体に対して困難を抱える女性への包括的な支援体制の整備が求められています。

④ その他

- ・ 平成 30 (2018) 年に「民法」が改正され、婚姻開始年齢が男女ともに 18 歳に統一されました（令和 4 (2022) 年施行）。
- ・ 平成 30 (2018) 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、国会や地方議会における女性の参画促進が図られています。
- ・ 性犯罪・性暴力対策については、「刑法」が平成 29 (2017) 年に改正され、性犯罪規定の見直しが行われました。また、「性犯罪・性暴力対策の強化方針」（令和 2 (2020) 年度～ 4 (2022) 年度集中強化期間）に基づく取組が進められてきました。

- ・ 令和5（2023）年に「LGBT理解増進法」が施行され、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関し、不当な差別はあってはならないとの理念が明記されました。また、同性婚の法制化を求める訴訟や自治体によるパートナーシップ制度の広がりなど、多様性を尊重する動きが進展しています。
- ・ 「女性版骨太の方針」に基づき、女性管理職比率の引上げや賃金格差是正、フェムテック活用など女性の経済的自立に向けた政策が強化されています。
- ・ 令和5（2023）年には「孤独・孤立対策推進法」が施行され、社会全体で孤独・孤立に対応する仕組みが整えられました。

（3）東京都の動き

東京都は、第4次男女平等参画推進総合計画（令和4（2022）年度～8（2026）年度）に基づき、誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり、固定的性別役割分担意識の変革、男女間のあらゆる暴力の根絶を重点課題に掲げ、施策を推進しています。

この計画の3本柱として、「男女平等参画の推進に向けた意識改革（マインドチェンジ）」、「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」、「配偶者暴力対策」が位置付けられており、都内企業や地域社会での女性活躍の拡大やハラスメント防止、育児・介護と仕事の両立支援、性暴力やドメスティック・バイオレンス（DV）被害者への支援等、多岐にわたる取組が進められています。

令和7（2025）年度からは、男女平等参画審議会にて改定に当たっての基本的考え方の検討が始まり、令和8（2026）年度に、答申を踏まえた改定が行われる予定です。次期計画では、都の総合計画である「2050 東京戦略」の実現に向け、2035 年を見据えた重点施策として、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）^{*2}の払拭、経済や意思決定分野における女性参画の強化、ライフステージを通じた能力発揮の環境整備などを重点的に推進していくこととされています。令和7（2025）年12月には東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例が制定され、都内の事業所における、女性の活躍の場を広げるための枠組みが検討されています。

また、新たな人権課題にも対応しており、令和7（2025）年4月施行された「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」をはじめ、女性の健康課題に関する支援拠点（「はたらく女性スクエア」等）の整備、女子中高生向けのSTEM分野キャリア支援や男性の家事・育児参画促進、配偶者暴力相談支援センターの拡充等、多様な層を対象とした実効的な施策が展開されています。

そのほか、令和6（2024）年3月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」

^{*2} 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）：性別や年齢、学歴などに対して、知らず知らずのうちに偏った見方をしてしまうこと。男女共同参画の分野では、働き方や暮らし方の根底に長年にわたって形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念が課題となっている。

を踏まえ、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までを計画期間とする「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」が策定されました。

コラム

STEM教育で未来を切りひらく

「STEM教育」とは、Science（科学）・Technology（技術）・Engineering（工学）・Mathematics（数学）の4分野を統合して学ぶ教育のことです。

今、AIやIoT^{*}の技術革新が急速に進む中では、これまで「理科系／文系」という枠にとらわれず、複数の知識を横断して活用する力が求められています。

たとえば、数学で学んだ数理の考え方を科学の実験に応用し、技術を使ってものを設計・工学的に作り出す——それがSTEM的な学びです。

自治体や学校では、STEMをさらに広げて「芸術・文化・倫理・政治・経済」なども含めた“STEAM教育”として展開されつつあります。私たちの地域でも、子どもたちが「知る・つくる・問いかける」機会を持てるよう、STEM教育の視点を取り入れた学びや活動を応援したいと考えています。

^{*}IOT(Internet of Things)とは、家電や設備、各種機器などの「モノ」をインターネットに接続し、情報の収集や管理、制御を行う技術のこと。

（4）荒川区の取組

平成2（1990）年に「男女共同参画をめざす あらかわ 推進計画」を策定し、平成8（1996）年には、男女共同参画の取組の推進拠点として荒川区立男女平等推進センター（アクト21）を開設しました。

以降、平成13（2001）年には、男女共同参画社会基本法に基づく行動計画として「荒川区男女共同参画社会推進計画」を策定し、その後、平成23（2011）年に第3次計画、平成28（2016）年に第4次計画、令和3（2021）年には第5次計画を策定する等、計画的に取組を進めてきました。

平成27（2015）年11月には、「荒川区配偶者暴力相談支援センター」及び「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」を設置、令和7（2025）年度には「荒川区困難な問題を抱える女性支援調整会議」を設置して、配偶者暴力の被害者の支援を総合的に推進しています。また、平成30（2018）年には性的マイノリティの専門相談窓口を設置し、令和4（2022）年には荒川区同性パートナーシップ制度を導入する等、性的マイノリティの偏見・差別の解消や相談機能の充実に向けた取組を推進してきました。

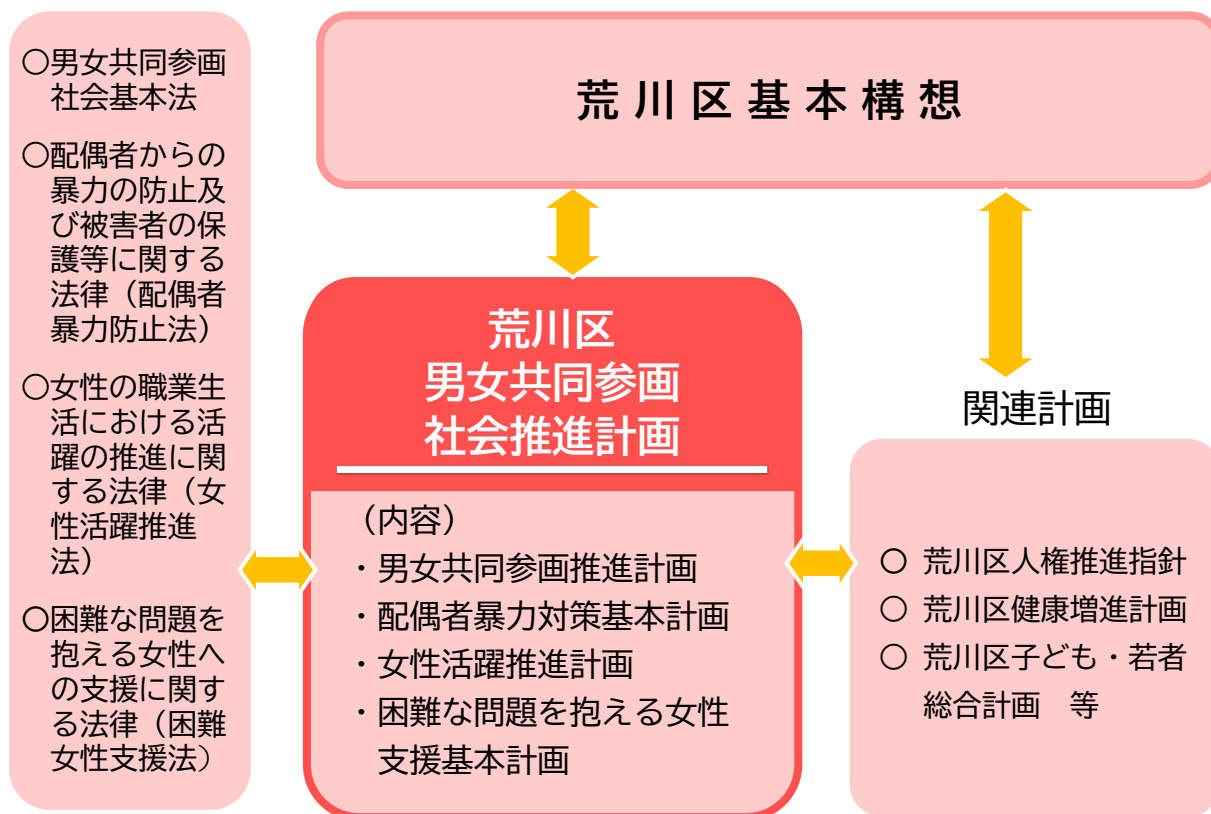
男女平等推進センター（アクト21）を拠点にした啓発や相談支援の充実を図り、配偶者暴力相談支援センターを中心としたDV被害者支援、子ども家庭総合センターによる児童相談機能の強化など、地域に根ざした幅広い施策を展開してきました。

3 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村行動計画であるとともに、各分野の関連計画とも連携し、全ての人が自分らしく生きることができ、誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現を目指し、男女共同参画を推進するための実行プランです。

本計画は、以下の法制度に基づく市町村計画を包含しています。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する市町村推進計画
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に規定する市町村基本計画



4 計画の概要

(1) 計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

(2) 計画策定の体制

本計画の策定に当たり、学識経験者及び区内の様々な分野で活動をしている区民委員で構成される「荒川区男女共同参画社会推進区民会議」、庁内組織である「荒川区男女共同参画社会推進委員会」において検討を行いました。

また、荒川区政世論調査（以下「区政世論調査」といいます。）、子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査の結果を参考とし、関係団体への意見聴取と併せて、広く区民の意見聴取を行い、計画の策定を行いました。

(3) 計画の進捗管理・評価

本計画に掲げた事項は、毎年度、区民参画による「荒川区男女共同参画社会推進区民会議」において、計画の進捗状況の点検・評価を行い、結果を公表します。

(4) 計画の見直し

本計画は、毎年度の進捗状況の点検・評価を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

第2章 基本的な考え方

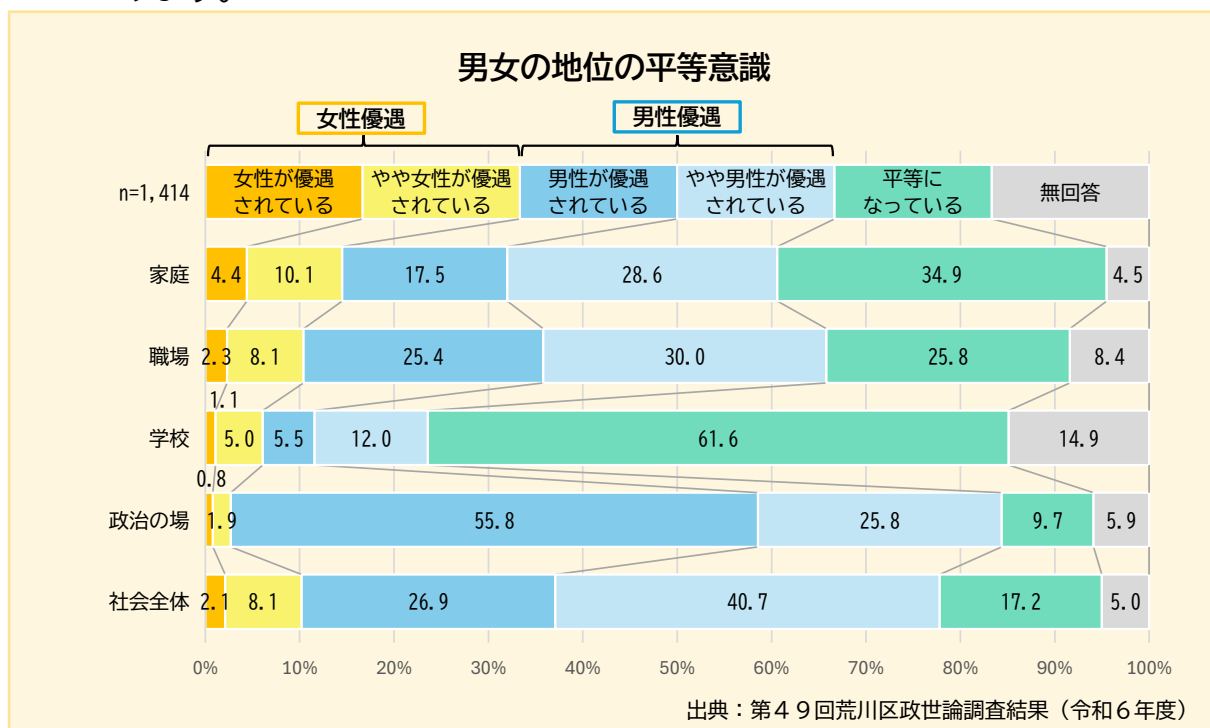
1 現状と課題

(1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上

誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、多様性と包摂性を一層深化させることが求められています。しかし、社会全体における男女の平等意識の定着は依然として課題であり、令和6（2024）年度に実施した区政世論調査でも、依然として男性が優遇されているとの認識や性的マイノリティへの理解促進を求める声が示されています。また、地域全体で人権尊重の意識醸成を図り、多様な人々が参画し、協働できる地域づくりを進めていく必要があります。

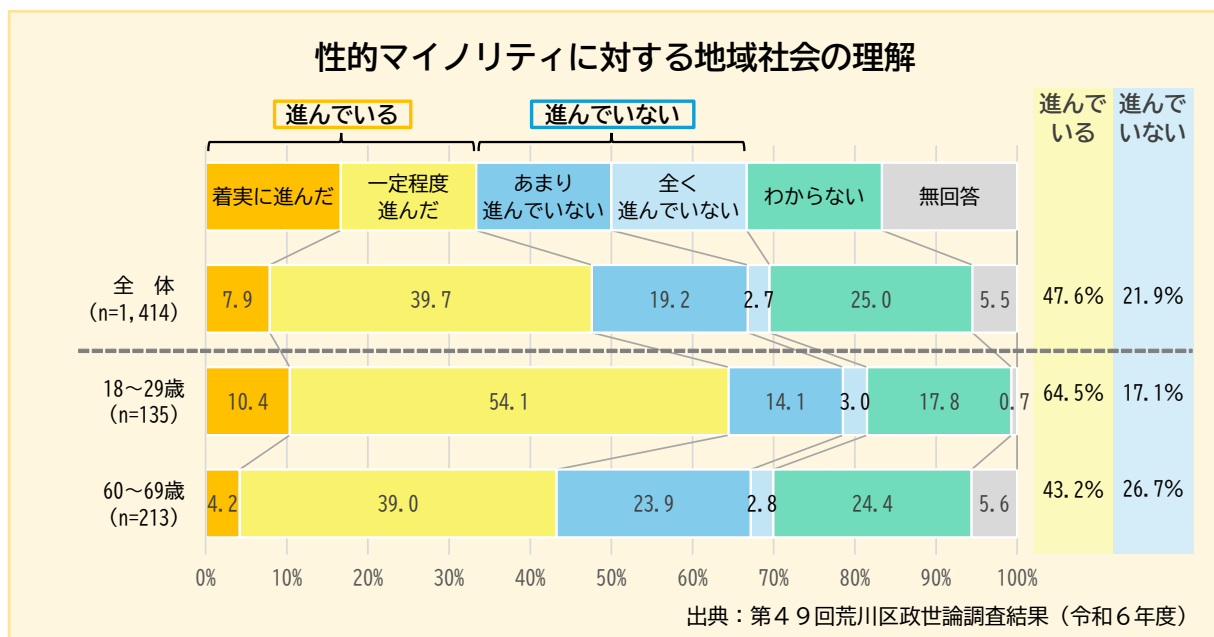
① 男女の地位の平等意識の向上

- 区政世論調査によると、男女の地位の平等意識について、学校分野では「平等」との回答が6割を超えており、学校教育の場においては男女平等の意識が一定程度定着している状況がうかがえます。幼少期から学齢期は、将来における意識形成において大切な時期でもあることから、引き続き取組を推進していく必要があります。
- 一方、同調査で男女の地位の平等意識は、社会全体では「男性優遇」と認識する割合が67.6%に達しており、特に「政治の場」では81.6%と非常に高い状況となっています。令和元（2019）年度と比較すると、社会全体で「男性優遇」と認識する割合は1.9%、政治の場で「男性優遇」と認識する割合は3.9%上昇しており、各分野における意識啓発等に積極的に取り組んでいく必要があります。



② 性的マイノリティへの理解

- 区政世論調査では、性的マイノリティに対する地域社会の理解について、「理解が進んだ」との回答が 47.6%に達する一方、「進んでいない」との回答も 21.9%存在しています。年代別で見ると、18～29 歳では 64.5%が「進んだ」と回答するなど、若い世代ほど性的マイノリティへの理解が進んでいると認識する傾向があります。一方、60～69 歳では 26.7%が「進んでいない」と回答しており、世代間で差がある状況となっています。性的マイノリティに対する地域社会の理解を深め、世代間における意識のギャップを解消していく必要があります。
- 性的マイノリティの人権を尊重するための取組として、「学校や職場における理解促進」「当事者同士が気軽に話せる場の充実」「啓発・広報活動の推進」が求められています。多様な生き方への理解促進を図り、受け入れるための広報・啓発活動に取り組んでいく必要があります。



③ 人権意識の向上

- 区政世論調査（令和7（2025）年度実施）では、人権が「十分に守られている」「十分ではないが守られている」と認識している割合が、74.4%となっています。一方、2割強の人が「あまり守られていない」「全然守られていない」と認識していることから、人権尊重意識を醸成するための啓発や広報活動を推進していく必要があります。
- 関心があり、取り組むべきと考える人権課題の上位3項目は、「子どもに対するいじめ・虐待」「インターネット上での誹謗中傷・個人情報の暴露」「女性に対する差別・暴力」となっています。

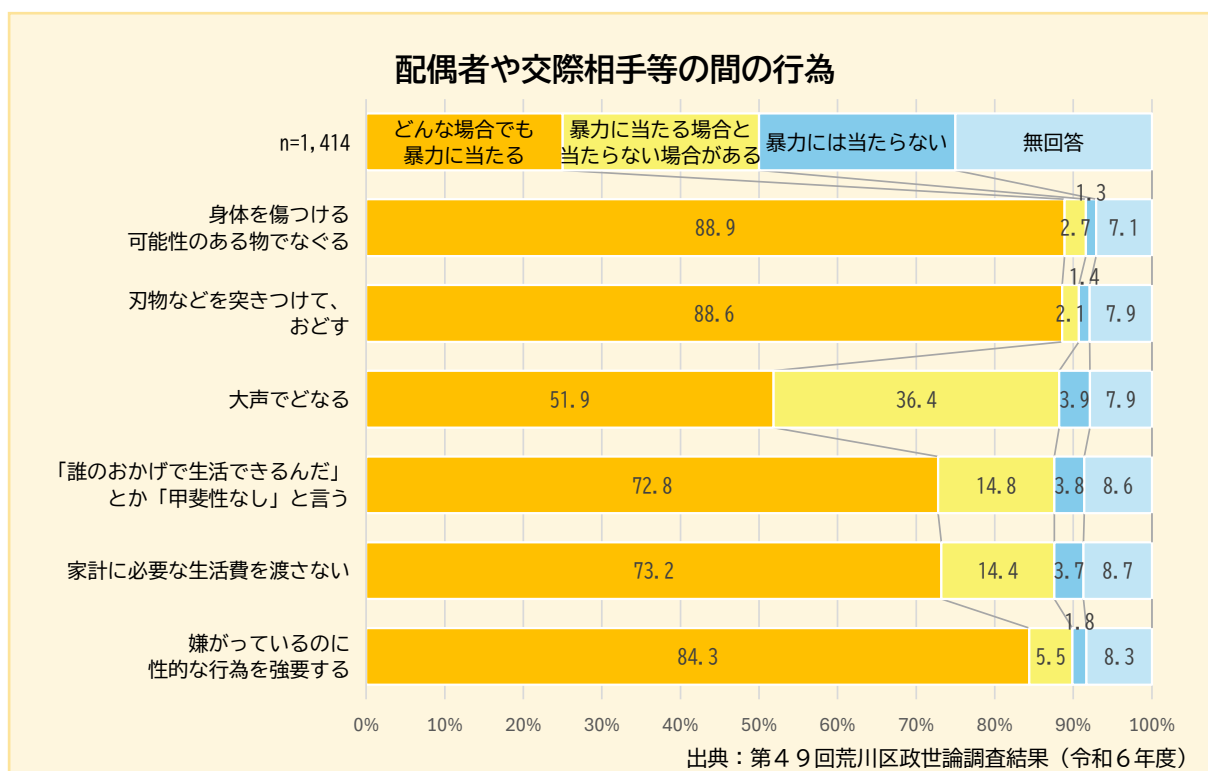
(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶／困難を抱える女性への支援体制の整備

性暴力、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。）は、重大な人権侵害であり、身体を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせる等、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来たす恐れがあります。

区政世論調査（令和6（2024）年度実施）では、身近な間柄における暴力やハラスメントを人権侵害として根絶することを求める声が示されています。こうした状況を踏まえ、暴力防止や被害者支援を一層充実させることが重要です。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行により、困難を抱える女性への包括的かつ継続的な支援体制を整備することが求められています。

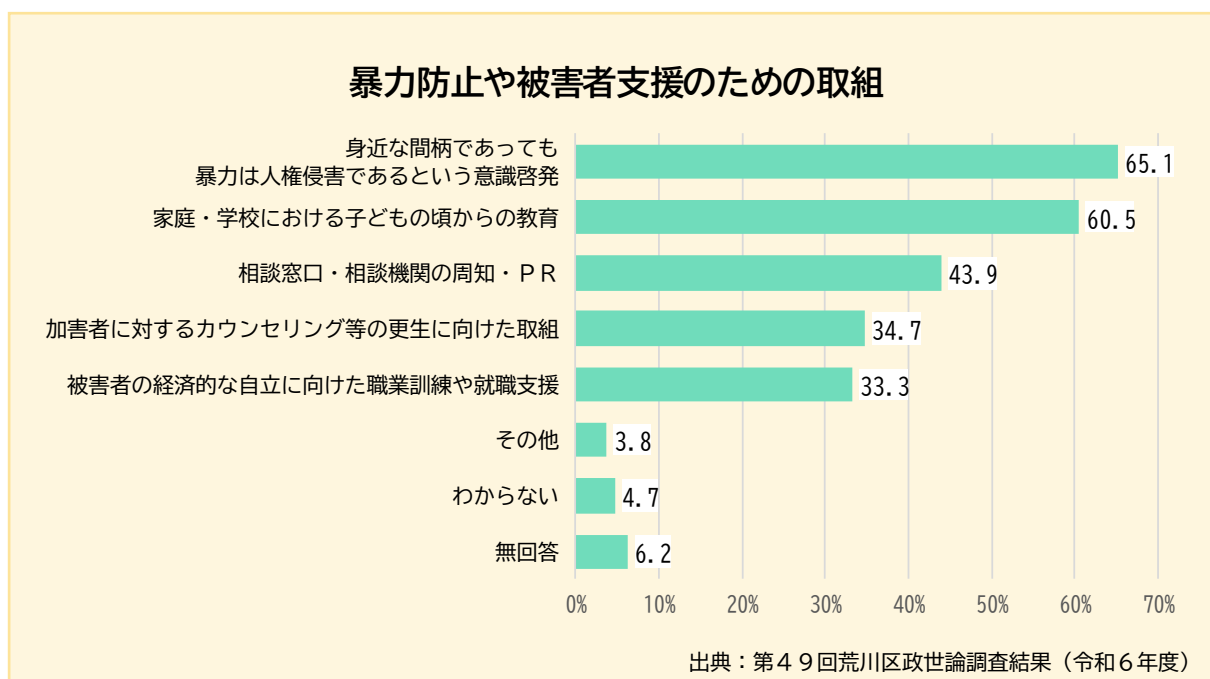
① DV・交際相手暴力の認識

- 区政世論調査では、配偶者や交際相手等の間の行為として、「物でなくぐる」（88.9%）や「刃物でおどす」（88.6%）は暴力と強く認識されているほか、「家計に必要な生活費を渡さない」も73.2%が暴力と回答しています。身体に対する暴力だけでなく、モラルハラスメントのような相手に精神的な苦痛を与える行為も暴力として捉える考え方が広がってきています。
- また、配偶者等からの暴力に関する相談は、毎年度、荒川区配偶者暴力相談支援センターを始めとする区の関連窓口に1,000件を超える相談が寄せられており、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めていく必要があります。



② 暴力防止・支援に必要な取組

- 区政世論調査結果では、暴力防止や被害者支援のための取組として、「身近な間柄であっても暴力は人権侵害であるという意識啓発」「家庭・学校における子どもの頃からの教育」「相談窓口・相談機関の周知・PR」が重要との結果が出ており、こうした取組の一層の充実が必要です。



- あらゆる暴力の防止に向けて、配偶者暴力相談支援センター、子ども家庭総合センター、男女平等推進センター（アクト21）をはじめ、関係部署、関係機関が相互に綿密に連携し合い、的確な支援を行っていく必要があります。

③ 生きづらさや困難を抱えた女性の支援

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、DV被害や性暴力・性被害、経済的困窮など、様々な状況に置かれた女性のための包括的な相談支援体制の整備が必要となっています。
- 家庭生活上で問題を抱えやすい環境にあるひとり親家庭、生活を送る上で困難を抱えている家庭等への相談・支援体制を地域で確保し、安全・安心で、自立して暮らせる地域社会をつくっていく必要があります。

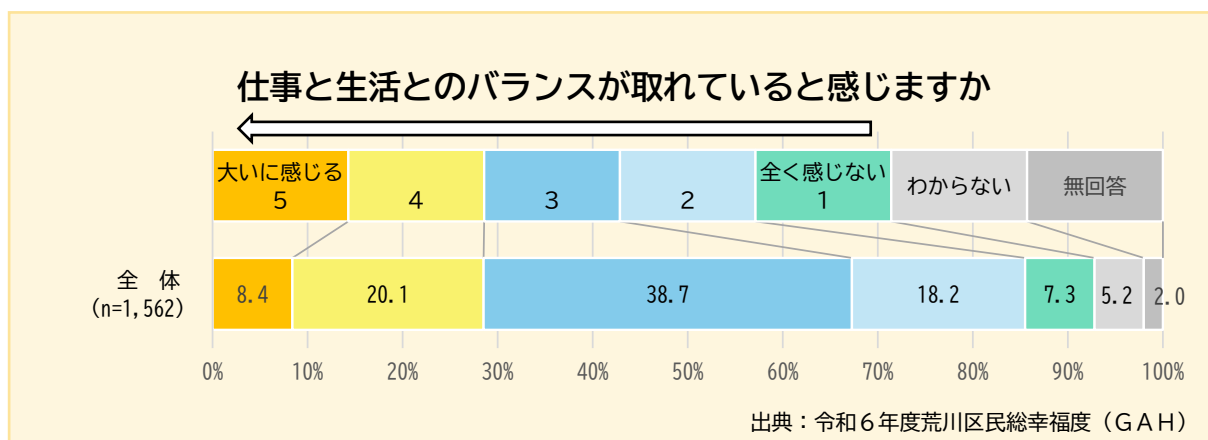
(3) 生活と社会活動の調和

仕事と生活の調和を望む声は強いものの、現状では仕事を優先せざるを得ない状況や、女性への家事・育児負担の偏りが依然として存在しています。女性活躍推進法や育児・介護休業法等の法改正を踏まえ、多様な人材が継続して就労できる環境を整えるとともに、保育・介護サービスの充実や再就職支援への要望に応じていく必要があります。あわせて、ライフステージに応じた健康支援を推進し、災害時にも多様な視点を取り入れた防災対策を進めることが課題となっています。

女性も男性も暮らしやすい多様なウェルビーイングを実現できる社会となるよう、様々な場面で男女共同参画の視点を踏まえた取組が必要です。

① ワーク・ライフ・バランスの意識と現実

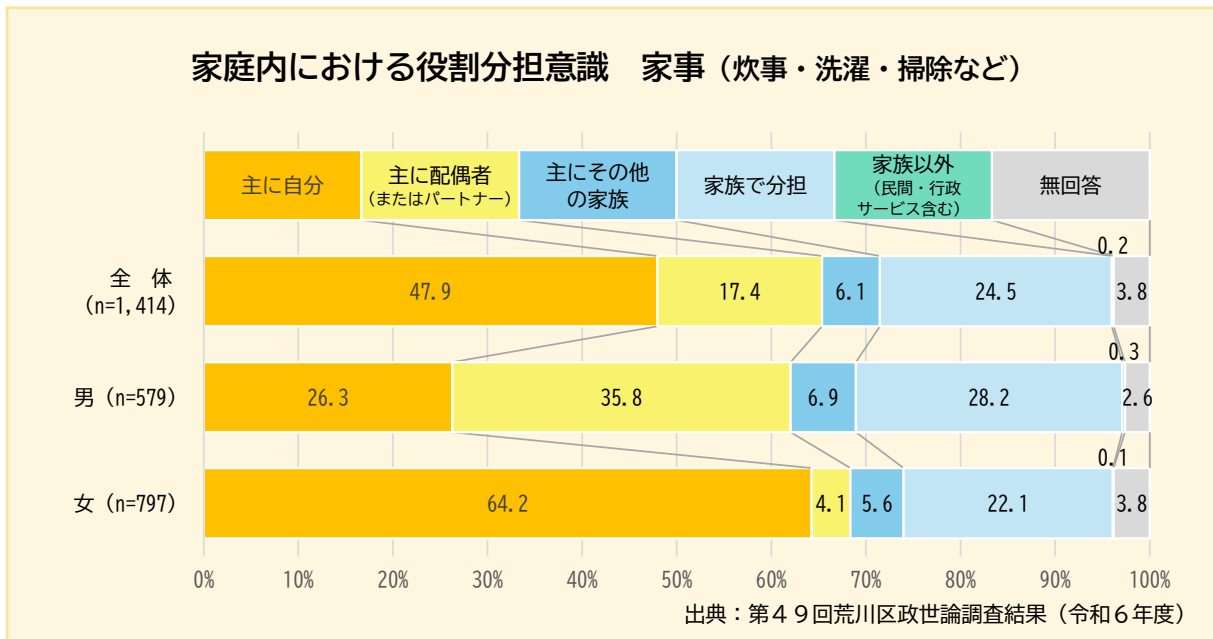
- 荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査では、「仕事と生活とのバランスが取れていると感じますか」との問いに「感じる」と回答した区民は 28.5%（5段階評価で5及び4と回答した人の割合の合計）となっており、引き続き、誰もが仕事と生活の両立を実感できるよう、働き方の見直しや地域における支え合いの環境づくりなどを通じて、その割合を高めていくことが求められます。



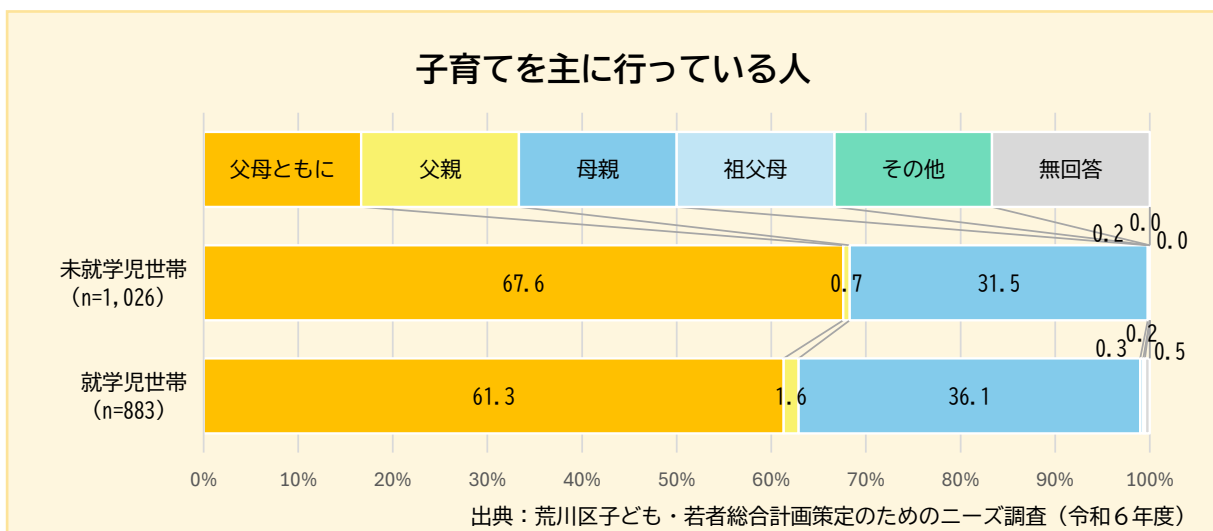
- 個人のライフステージに合わせて、バランスを取りながら、生活の質を高めるための意識啓発を推進する必要があります。

② 家庭におけるワーク・ライフ・バランス

- 区政世論調査では、家庭内における日常の家事（炊事・洗濯・掃除など）の役割分担について、「主に自分が担っている」と回答する割合は、男性の 26.3% に比して女性は 64.2% と高く、家庭において、性別に基づく固定的な役割意識は根強く残っています。



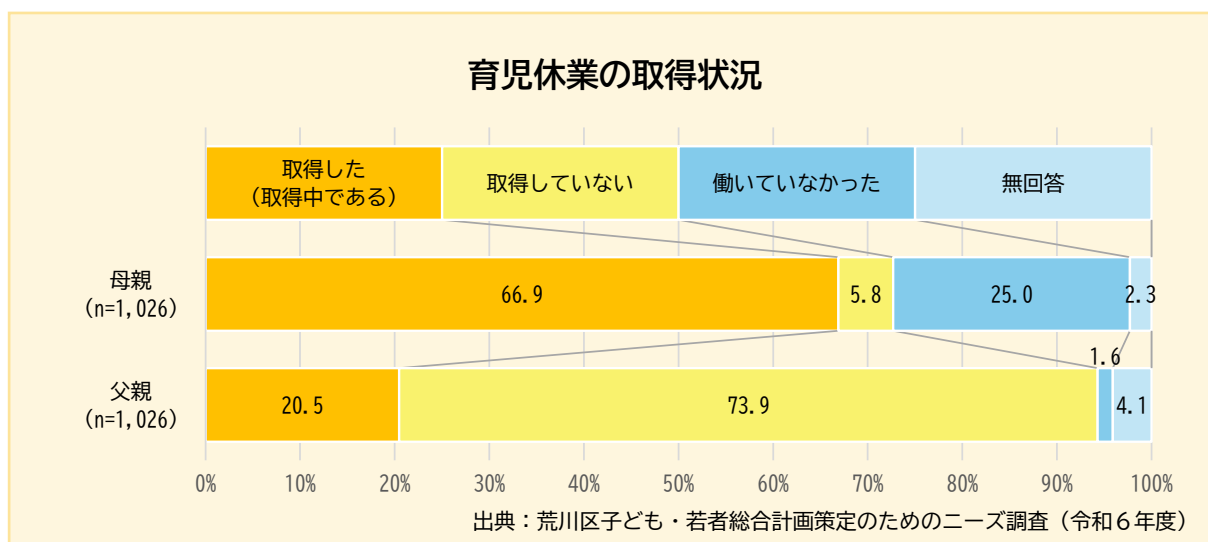
- 子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、子育てを主に行っている人について、未就学児・就学児世帯ともに、過半数が「父母ともに」と回答し、共同での育児意識が示されました。しかし、「母親」が単独で主たる育児者である割合も約3割と高く、一方で「父親」単独は2%未満と極めて少なくなっています。性別にかかわらず家事・育児を担える環境づくりが課題です。



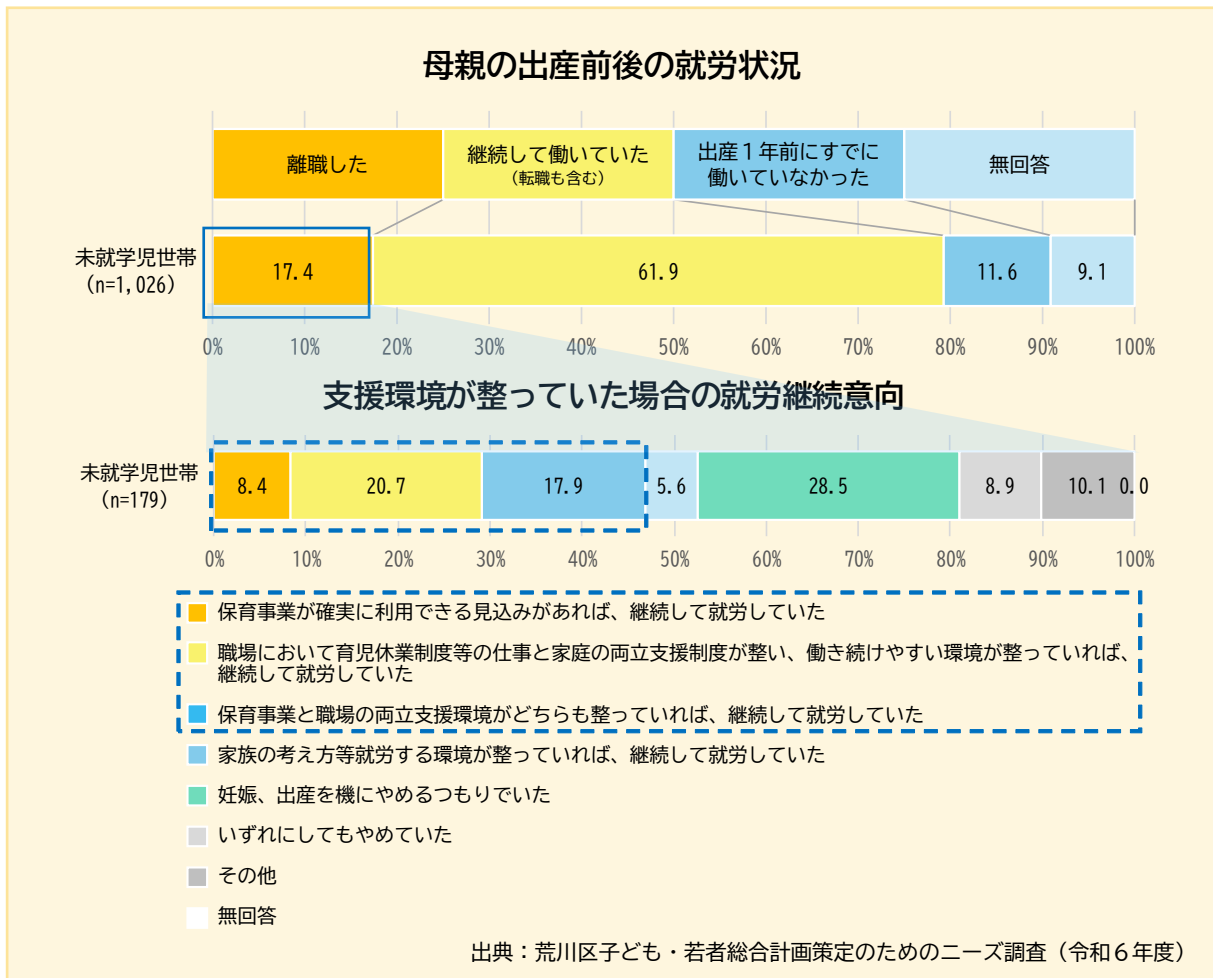
- 固定的な性別意識が根強く残っている背景には、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があると考えられ、従来の役割観が変化しにくい状況において、固定的な役割意識の解消が急務です。このような思い込みが日常生活や職場などあらゆる場面で意思決定や人間関係に影響を及ぼしていることを踏まえ、教育や啓発活動を通じて意識改革を推進し、互いの違いを尊重し合う風土を醸成していくことが重要です。

③ 働く場でのワーク・ライフ・バランス

- 区政世論調査（令和6（2024）年度実施）では、職場における男女の地位は、「男性が優遇されている」が55.4%となっており、「平等になっている」の25.8%を大きく上回っています。
- 子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、父親の育児休業取得は、母親と比較して取得率も期間も著しく低い状況です。主な理由として「仕事の多忙さ」や「職場の雰囲気」が挙げられており、男性の育児参加を阻む職場環境や固定的な意識が根強いことがうかがえます。

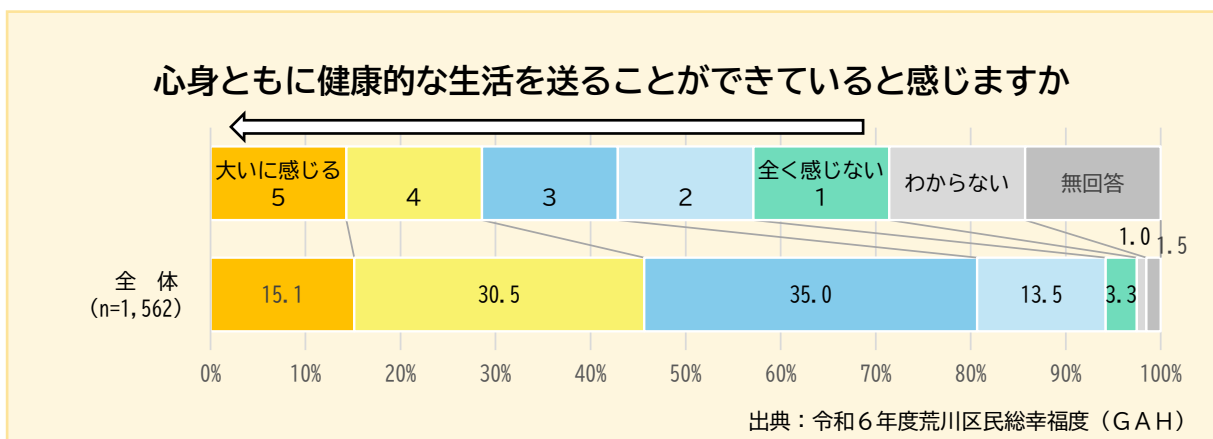


- また、子ども・若者総合計画策定のためのニーズ調査では、出産を機に離職した母親のうち47.0%は、職場の両立支援制度や保育サービスが充実していれば就労を継続できたと考えており、支援の重要性が示唆されています。
- 働く人のワーク・ライフ・バランスの考え方が重視され、男女ともに仕事と家庭生活が両立できるとともに、活躍したいと希望する全ての人が、働き方を含め、能力を発揮できる環境の整備が必要です。



④ 生涯にわたる健康支援

- 荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査では、「心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じますか」との問いに「感じる」と回答した区民は45.6%（5段階評価で5及び4と回答した人の割合の合計）にとどまっており、生涯を通じた健康支援が求められます。



第2章 基本的な考え方

- 長寿化が進む中、ライフステージが変化しても充実した生活を送り続けるためには、生涯を通じた健康づくりを地域全体で推進していくことが重要であり、特に女性はライフステージによって健康上の課題が変化していくことから、健康に関する支援や理解の促進を図っていく必要があります。
- ⑤ 危機管理対策の充実
- 近年、全国的に、大規模な地震や風水害の発生等による避難所での生活など、平常時とは異なる状況を強いられる場面が増えています。
 - そのような非常時に、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められています。また、性別等によるニーズの違いや多様性に配慮した避難所運営のほか、悩みや相談を中長期的に受けられるような体制を整える等、心身のケアも重要となります。

(4) 計画推進のための体制の整備

男女共同参画を推進するためには、政策決定の場における女性参画の拡大や、審議会等における女性委員比率の向上が求められています。計画の実効性を高めるため、男女平等推進センター（アクト21）の機能を充実させるとともに、区民参画と協働を推進し、区職員の意識改革と組織体制の強化を進めていくことが重要です。

① 区の政策・方針決定等への参画の推進

- 区民生活に密着した行政サービスを担っている区の政策・方針決定の過程において、多様な人材が参画し、様々な視点や意見を反映していく意義は大きいものがあります。
- 現在、男女ともに参画している区の審議会等は9割以上となっているものの、全体に占める女性委員の割合は25.3%にとどまり、政策決定の場における女性の参画が十分ではない状況です。
- また、区の執行機関の中において中核的な立場である区の管理監督者（部長、課長、係長）における女性割合は32.8%であり、区の政策や方針等の意思決定過程に多様な視点からの意見が反映されるよう推進していく必要があります。

② 男女平等推進センター（アクト21）の機能の充実

- 男女共同参画社会を実現するための施策は、区政のあらゆる分野にわたっており、各分野を横断的に連携させながら総合的かつ効果的に展開していくことが求められています。その中心的役割を担う男女平等推進センター（アクト21）は、庁内外の調整や情報発信、関係機関との連携強化を通じて、推進の旗振り役としての機能の充実を図っていく必要があります。

2 計画の基本理念及び基本目標

男女共同参画社会基本法の前文において、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」が緊要の課題であると示されています。社会のあらゆる分野において、この理念を具体化していくことは、重要な使命です。

男女共同参画の推進は、単に男女の平等を確保するにとどまらず、社会全体の持続可能性を高める基盤であり、SDGsが掲げる他の目標群の達成にとって不可欠です。ジェンダー平等の実現なくして、教育、健康、経済成長、貧困といった課題解決は進展しないことが世界的に共有されており、区においてもジェンダー平等の取組を推進していく必要があります。

こうした理念を踏まえ、本計画の基本理念及びそれを実現するための基本目標を次のとおりとします。

基本理念

全ての人自分らしく生きることができる

誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現



【基本理念を実現するための基本目標】

- 基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める
- 基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す
困難を抱える女性への支援体制を整備する
- 基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る
- 基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する

区は、基本理念を実現するため、基本目標に基づき施策を推進することにより、男女、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、区民がともに支え合い、誰もが自分の可能性を最大限に発揮できる包摂社会を築いていきます。

コラム

「ジェンダーアイデンティティ」とは？
～みんな“自分らしく”生きるために～

「ジェンダーアイデンティティ」とは、自分がどの性として生きたいか、どのように感じているかという“心の性”を指します。

人によっては、戸籍上の性別と自分の感じる性が異なることもあり、「男性」「女性」のどちらにもあてはまらない、または流動的に感じる場合もあります。

令和5（2023）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性の多様性を理解し合う社会の実現が国や自治体に求められています。

性別に関して「こうあるべき」という思い込みを見直し、誰もが自分らしく生活できる環境をつくることが重要です。

男女共同参画の取組においても、「男性」「女性」だけでなく、多様な性のあり方を尊重する視点を取り入れることで、すべての人が安心して参画できる社会につながります。

3 計画の体系

基本目標	施策の方向性
基本目標Ⅰ 人権の尊重と 多様な生き方を 認め合う意識を高める	1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり 2 多様性の理解促進と地域における協働の促進
基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への 支援体制を整備する <small>配偶者等暴力の防止及び被害者保護のための計画 困難な問題を抱える女性支援基本計画</small>	1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実 2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備
基本目標Ⅲ 生活と社会活動の 調和を図る <small>女性の活躍推進計画</small>	1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成 2 家庭における役割分担の見直し 3 誰もが働きやすい環境づくり 4 ライフステージに応じた健康づくり 5 様々な人に配慮した防災対策の促進
基本目標Ⅳ 計画推進のための 体制を整備する	1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした男女共同参画推進体制の充実

施策

I-1	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権尊重意識の醸成 (2) 子どもの権利擁護・ジェンダー平等教育の推進 (3) あらゆる機会を活用した広報 (4) 教職員等の研修の充実
I-2	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域活動における多様な人の活躍の場の拡大 (2) 地域・社会活動団体との連携の強化 (3) 男女共同参画・ジェンダー平等の学習機会の提供 (4) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実
II-1	<ul style="list-style-type: none"> (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (2) 暴力被害等に関する相談体制の充実 (3) ハラスメントの防止
II-2	<ul style="list-style-type: none"> (1) ひとり親家庭への支援 (2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実
III-1	<ul style="list-style-type: none"> (1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり (2) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり
III-2	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭生活における男女平等意識の推進 (2) 多様な子育て支援
III-3	<ul style="list-style-type: none"> (1) 安心して働き続けられる環境の推進 (2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援 (3) 事業主団体等との連携強化 (4) 就労に関する支援事業の充実 (5) 起業家の支援
III-4	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりに関する情報提供 (2) こころや身体についての相談の実施 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進 (4) 妊娠・出産・子育てに関わる支援
III-5	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な視点を入れた危機管理対策 (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援 (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備
IV-1	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区の政策・方針決定過程への女性参画の促進 (2) 多様な区民意見の反映機会の充実 (3) 区職員の意識啓発と男女共同参画の取組の推進
IV-2	<ul style="list-style-type: none"> (1) 意識啓発・相談機能の充実 (2) 関係団体との連携及び区民意見を反映した運営の充実

